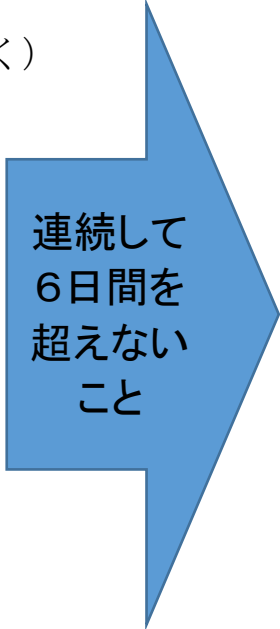


# 作業期間が連続して6日を超えないこと

※日曜・休日、夜間工事を行う場合は道路使用許可書又は協議書の写し、理由書、合意書類(協定書・同意書)などを添付すること。 (■ 作業実施)

**作業不可** (災害や人命に係わる場合を除く)

	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
午後 9										
10										
11										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
午前 0										
1										
2										
3										
4										



午前0時をまたぐと別の日になる。

**作業可** (上記資料がある場合)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
午後 9																						
10																						
11																						
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
午前 0																						
1																						
2																						
3																						
4																						



6日を超えない範囲で、0時から24時まで作業をしない日を入れること。